

# 「北本市老朽空き家等解体補助金」判定フロー

## ■はじめに

解体予定の空き家は市街化区域内ですか？  
それとも、市街化調整区域内ですか？  
市街化調整区域内の場合は、建築開発課指導担当に事前相談をしないと、建替えできなくなる場合があるのでご注意ください。

## スタート

昭和56年5月31日以前の建築確認により建築された一戸建て住宅または併用住宅ですか？  
※居住部分を賃貸していたものは対象外です。

YES

5年以上使用されていない空き家ですか？

YES

空き家を解体し、更地にする工事ですか？

YES

補助対象者は、市税等の滞納がないですか？

YES

次のいずれかに該当する場合  
①所有者が複数いる場合、解体することに関して全員の同意を得ていますか？  
②所有権以外の権利を設定している者がいる場合、解体することに関して、その者の同意を得ていますか？

YES

**原則、補助対象となります。**

NO

NO

NO

NO

NO

**補助対象外です。**

★ その他の詳細、申請書及び添付書類等については、北本市建築開発課営繕・住宅担当 (Tel048-594-5574) までお問い合わせください。